

序 .行財政改革基本指針及び実施計画の概要

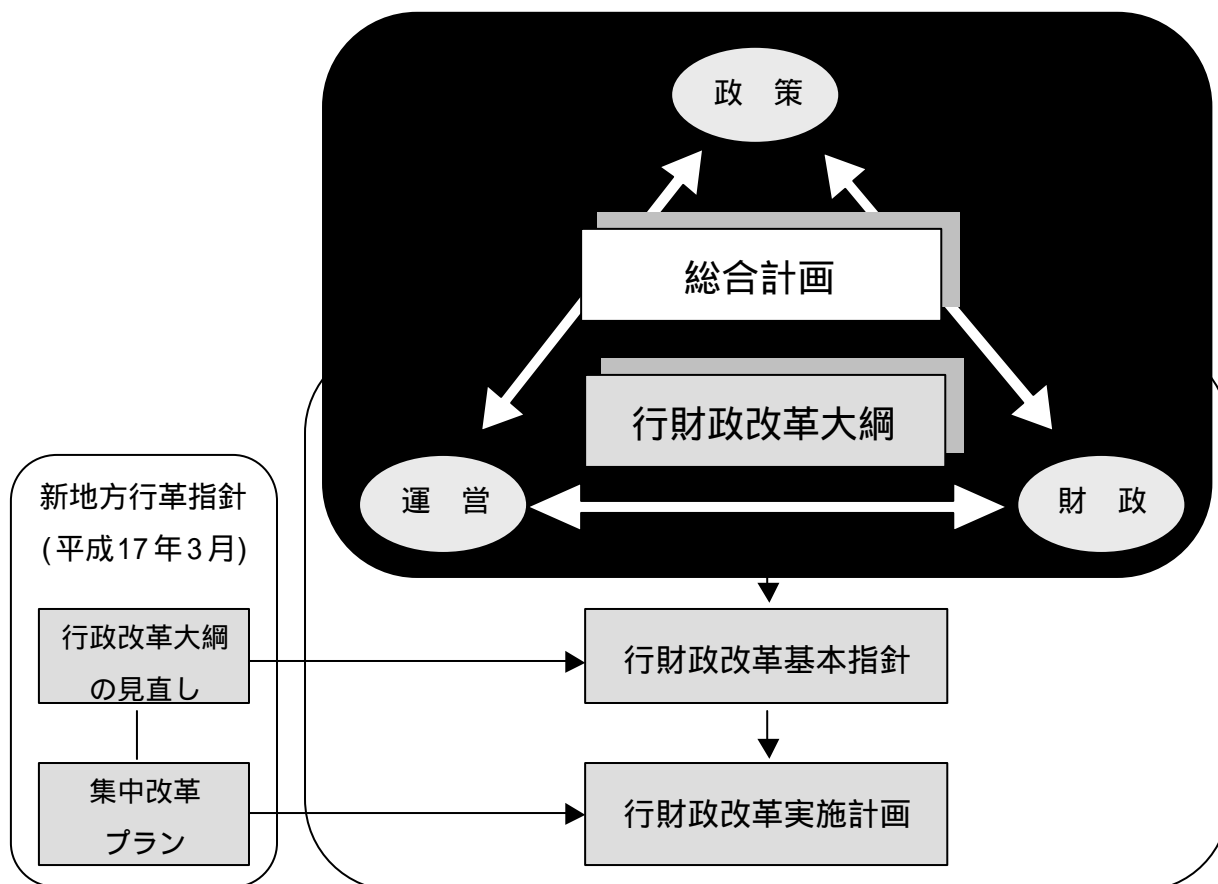
(1)基本指針及び実施計画の位置づけ

行財政改革基本指針は、平成8年12月策定の「行財政改革大綱」の理念及び精神を踏まえるとともに、平成17年3月に示された国の新地方行革指針(地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針)を受けて、これからの行財政改革の推進に向けた基本的な展開方向を示すものです。

今後の行財政運営において、本指針の策定を受け、政策(総合計画)・財政・運営の連携により、適切な行政経営を進めます。また、次期総合計画の策定にあたっては、本指針の基本的な考え方を踏まえます。

なお、本指針は、国の新地方行革指針で示されている行政改革大綱の見直しに相当し、本指針に基づき、その具体的展開を示すものとして行財政改革実施計画を策定し、これを国が示す集中改革プランとして位置づけます。

【基本指針等の位置づけ】



(2)基本指針及び実施計画の構成

・基本指針(基本的な考え方)

1. 新たな行財政改革の必要性

(1)これまでの行財政改革の経緯と評価

(2)本市を取り巻く環境
 少子高齢化と人口減少
 市民ニーズの多様化
 厳しくなる財政状況
 市町村合併後の体制整備

(3)これからの行財政改革に求められること
 持続的な行政経営
 行政改革と職員の意識改革
 市民協働と市民の意識醸成

2. 行財政改革の目標(目指すべき行政像)

安心・信頼:市民が安心して市民に信頼される行政
 創造・自立:自ら創造し自立する行政
 挑戦・変革:新たなことに挑戦し変革し続ける行政

3. 行財政改革の基本方針

(1)行政活動の再構築

(2)行政体制の整備

(3)財政の健全化

(4)パートナーシップの構築

・実施計画(重点的取組み事項)

(1) 施策・事務事業の見直し
 行政評価の積極的活用
 公的関与の妥当性検討
 補助金等の適正化
 公共調達適正化
 (2) 民間活力の活用
 民間委託等の推進
 指定管理者制度の活用
 (3) 情報化の推進
 市民サービス分野の情報化
 庁内業務の電子化・情報化

(1) 組織・機構の見直し
 組織・機構の見直し
 外郭団体等の見直し
 (2) 定員管理の適正化
 定員管理の適正化
 職員の適正配置
 幅広い人材の活用
 (3) 給与等の適正化
 給与制度の適正化
 諸手当等の適正化
 (4) 人材の活性化
 人事評価システムの見直し
 人材の育成
 (5) 公営企業の経営健全化
 水道・下水道事業
 交通事業
 病院事業

(1) 財政の健全化基本方針の策定
 財政運営指針の策定
 財政収支の均衡
 (2) 財政基盤の強化
 政策税制の推進
 収納率の向上
 受益者負担の適正化
 財産の有効活用
 多様な資金調達、財源調達
 (3) 財政負担の抑制
 債務の縮減・基金の確保
 財政力の強化

(1) 市民協働の推進
 市民協働のあり方の明示
 市民協働システムの整備
 (2) 情報共有の推進
 コミュニケーションの活性化
 行政情報の共有

・行財政改革の推進

(1) 行政内部の変革
 民間型経営の導入
 職員の意識改革
 説明責任と透明性の確保

(2) 市民との関係の変革
 市民参画の機会拡大
 市民意識の醸成

(3)基本指針及び実施計画の推進

基本指針の推進は、平成 17 年度を起点とします。その具体的な展開を示す行財政改革実施計画の計画期間を平成 17 年度～21 年度の 5 年間とし、より実効ある計画とするために、適切な進行管理に努め、進捗状況を市民に広く公表します。
